

広島県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地
土砂災害警戒区域	広島県三原市本郷町船木及び同市本郷町南方地内
表区域の示し	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	
の自然現象の発生原因となる土砂災害	
土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり
三宅川(三二)	三宅川(三一)
尾原川支川(七八六四隣b)	
次の図のとおり	次の図のとおり
三宅川(二一二)	三宅川(二一二)
尾原川支川(七八六四隣b)	
次の図のとおり	次の図のとおり
三宅川(三)	三宅川(三)
土石流	土石流
の自然現象の発生原因となる土砂災害	号三律の土戒定第区域の推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂二表示め第二関防に害にびる八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法
次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。